

# ねりま後見人ネットだより

第28号

発行／令和7年9月

発行／練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）を受任されている方、成年後見人等受任予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

サポートの一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務に役立てていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。



## 『ねりま後見人ネット』勉強会&座談会を開催します！！

『ねりま後見人ネット』では、昨年度懇談会を開催し、好評いただきました。

今年は勉強会と座談会を開催いたします！司法書士の矢野先生をお迎えして新しい報告書のどの部分が変更になっているのか、書き方のポイントや注意点などお伺いしたいと思っています。座談会では、後見事務についての日頃の疑問や質問等について気軽にお話いただき、この機会ではしか聞けないことや、交流を楽しんでいただければと思っています。

是非この機会にご参加ください。

日時：令和7年10月30(木) 13:30～15:30

場所：練馬区社会福祉協議会内

練馬ボランティア・地域福祉推進センター会議室

人数：15名（先着順）

【一部】勉強会 13:30～14:30

内容：後見事務「改・報告書」の書き方のポイント

講師：矢野 森彦 司法書士

【二部】座談会 14:40～15:30

内容：後見業務の今更聞けない！あんなことこんなこと

申込：電話にて受付 03-5912-4022（ほっとサポートねりま）

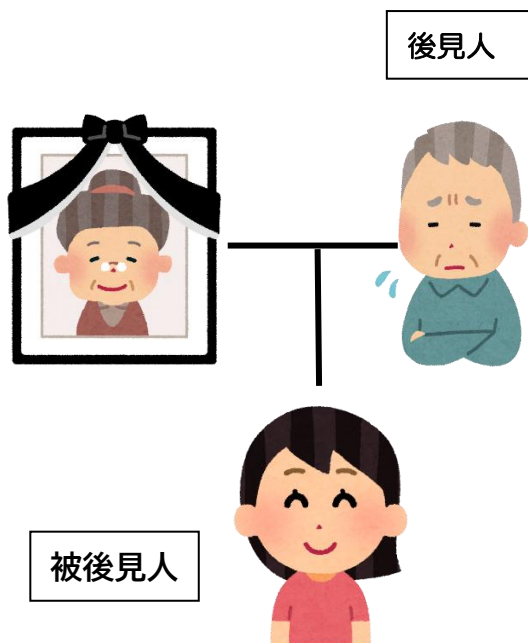




## こんな相談が寄せられています

今まで親族後見人から寄せられたご相談の一部をご紹介します。

### ～後見人の利益相反についてのご相談～



娘の後見人をしているが、母親が亡くなり受け取り人である娘が保険のお金について相続することになった。相続手続きにおいては「利益相反」が生じるため、家庭裁判所から「特別代理人」を立てるようにとのことで「特別代理人(臨時保佐人、臨時補助人)選任の申立書」が送られてきたが、候補人として誰を候補にしてよいか分からない。

ネットで調べた弁護士に頼もうと相談したら、多額の費用がかかるといわれ、安心して頼めるのか不安がある。

後日、窓口にて詳細を聞き取り、申立ての書類作成も含めて、ほっとサポートねりまから専門職の方を紹介することになりました。



弁護士のマッチング支援を受け、実際に顔を合わせて相談することができたので、安心して相続について任せることができました。



## Q&A コーナー

### Q:どんな時に特別代理人が必要なの？

A：。利益相反行為がある場合には特別代理人(臨時保佐人、臨時補助人)を申し立てる必要があります。

利益相反行為とは

利益相反行為とは、法律行為自体や外形からみて、親権者(後見人)の利益になるが未成年者(被後見人)にとっては不利益になる行為、又は親権に服する子の一方には利益になるが他方の子にとっては不利益になる行為のことをいいます。具体的には、

1. 夫が死亡し、妻と未成年者で遺産分割協議をする行為
2. 複数の未成年者の法定代理人として遺産分割協議をする行為
3. 親権者の債務の担保のため未成年者の所有する不動産に抵当権を設定する行為
4. 相続人である母(又は父)が未成年者についてのみ相続放棄の申述をする行為
5. 同一の親権に服する未成年者の一部の者だけ相続放棄の申述をする行為
6. 後見人が15歳未満の被後見人と養子縁組する行為

などが該当します。

### Q: 特別代理人は、どのようなことをするのですか？

A：特別代理人は、家庭裁判所の審判で決められた行為(書面に記載された行為)について、代理権などを行行使することになります(家庭裁判所の審判に記載がない行為については、代理などを行うことができません。)。家庭裁判所で決められた行為が終了したときは、特別代理人の任務は終了します。

ほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしております。  
ご自身が行っている後見業務に不安を感じた時や、何かお困り事がございましたら、一度ほっとサポートねりまへご相談ください。



## 成年後見制度講演会のご案内

### 成年後見制度と意思決定支援に関する講演会

「成年後見制度の基本理念と概要～被後見人等の意思決定支援の在り方～」  
 本人の思いを大切にしたい意思決定支援の考え方や問題点についての講演会です。  
 この研修は市民後見人養成研修の区民公開講座となります。  
 日々の後見業務のヒントになる講演会になるかと思います。  
 皆様のご参加をお待ちしております。

講師 池原 毅和 弁護士（第二東京弁護士会）

日時 令和7年11月12日（水） 13：00～16：00

場所 練馬区勤労福祉会館 集会室

定員 100名（先着順）

申込 お電話もしくはFAXでお申込みください。

電話：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

FAXでお申し込みの場合は、

① 講座名 ②氏名（ふりがな）③電話番号をご記載ください。



池原毅和先生



## ねりま後見人ネット登録のご案内

随時受付中です！

### ◆“ねりま後見人ネット”に登録するには

練馬区内で親族後見人等で活動している方やこれから親族の成年後見人等になる予定の方に“ねりま後見人ネット”へ登録することができます。

登録するには、ほっとサポートねりまにお電話いただくか、社会福祉協議会事務所窓口、相談会や講演会にご参加いただいた際でも可能です。お気軽にお声がけください！

### ◆登録すると・・・

“ねりま後見人ネット”に登録をいただいている方に対して、現在年2回発行している情報誌“ねりま後見人ネットだより”を送付しております。情報誌には、成年後見制度に関する最新の情報や、区内で成年後見人等をしている方からの質問・お悩みの紹介と解決策、ほっとサポートねりまが行っている相談会、講演会のお知らせなどを掲載しています。

その他に、継続的な成年後見制度利用に関するご相談、申立て書類の確認、初回報告書や定期報告書の確認、後見業務に関するご相談を行っています。

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター  
 ほっとサポートねりま

住所：〒176-0012 練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5 階

TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00【祝日、年末年始を